連載⑰

プロが指南

アベノミクス これを知らなきゃ大損する

税理士
落合孝裕

サラリーマンの「必要経費」大幅緩和

昨年の税制改正で、サラリーマンにとって見逃せない制度改正がありました。必要経費控除の適用範囲が大幅に広がったのです。

サラリーマンの場合、経費とみなされる「給与所得控除」は、年収に応じて一定額がもともと決まっています。たとえば年収661万～1000万円だと、給与所得控除は「年収×0・1＋120万円」です。年収800万円なら200万円にすぎません。これに加えて、「特定支出控除」という制度があり、確定申告することができます。たに引き下げられ、年収8だ、これまでは基準が厳しすぎて、年間ヒトケタの申告しかありませんでした。

今回の改正では、まず、金額が拡大されました。特定支出控除になるのが、「給与所得控除を超える額」から「給与所得控除の2分の1」まで引き下げられ、年収8

スーツ代やキャバクラ代もOK

ただし、接待費を会社に請求できず、自腹をするとあると思いますが、仕事相手の接待や取引先の新規開拓のために使った分が、対象には今年1月1日から12月31日までに使った分が、対象には今年1月1日から12月31日までに使った分

今年1月分からの領収書はすべて取っておくべし

接待費を会社に請求できず、自腹をすることもあると思いますが、仕事相手の接待や取引先の新規開拓のために使った分が、対象には今年1月1日から12月31日までに使った分

高65万円まで認められるようになる。

「直接」の解釈が難しいのですが、スーツ代は伴う引っ越し代なども特定支出になります。

なお図書費や交際費、衣服費、資格取得費なども最認められる見込みです。ネクタイやワイシャツなども対象になるでしょう。取引先を接待する際で、図に乗らない方がいいとは思いますが、新制度の初年度は様子見で手エックが甘くなりがちと言われています。基準となる過去の事例がないわけですからね。

申告する際には、本当に仕事で使った経費なのか、会社から証明書にハンコをもらう必要がありますが、会社の懐が痛む話ではないので、おおむね認められるのではないでしょうか。

負担増が目白押しの時代ですから、少しでも税金を取り戻すことができるのなら、この制度を活用して損はありません。

しを受けることがあるので、領収書は、税務署から呼び出